

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 27 日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所 東京都千代田区内神田2丁目2番1号	
氏名 昭和産業株式会社 代表取締役社長執行役員 塚越 英行	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-3257-2011	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	昭和産業株式会社 神戸工場
事業場の所在地	兵庫県神戸市東灘区御影浜町5番地
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0962：小麦粉製造業 0981：植物油脂製造業
②事業の規模	資本金14,293百万円
③従業員数	156名（2024年4月末時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	当該事業場において生じる産業廃棄物は管理、保管のみを行っている。 再生、中間処理、最終処理は行っておらず、行う計画はない。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 排出までは別紙の通り。			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	3640.8 t	t
	（これまでに実施した取組） 当社廃棄物は汚泥・廃油で8割以上を占めるが、両廃棄物は操業量に比例して排出されるため、削減が困難な状況にある。 各現場へ分別徹底の意識付けを行い、適正な廃棄物分別を行なっている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	3513 t	t
	（今後実施する予定の取組） 製造工程由来の汚泥・廃油は、有価売却先を探したり、再生利用する方法を考える。 動植物性残渣は、製造不良品・掃き寄せダスト類を減らし、排出量の削減を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 混合廃棄物として、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、ゴム、コンクリート類を廃棄しているが、そのうち金属くずに関しては、できる限りリサイクルに回すように分別を行っている。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） できる限り金属くずは、リサイクルに回すよう、分別を行う。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら行う産業廃棄物の再生利用は行っていないので、取り組みはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら行う産業廃棄物の再生利用の予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら行う産業廃棄物の中間処理は行っていないので、取り組みはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

		自ら行う産業廃棄物の中間処理を行う予定はない。
--	--	-------------------------

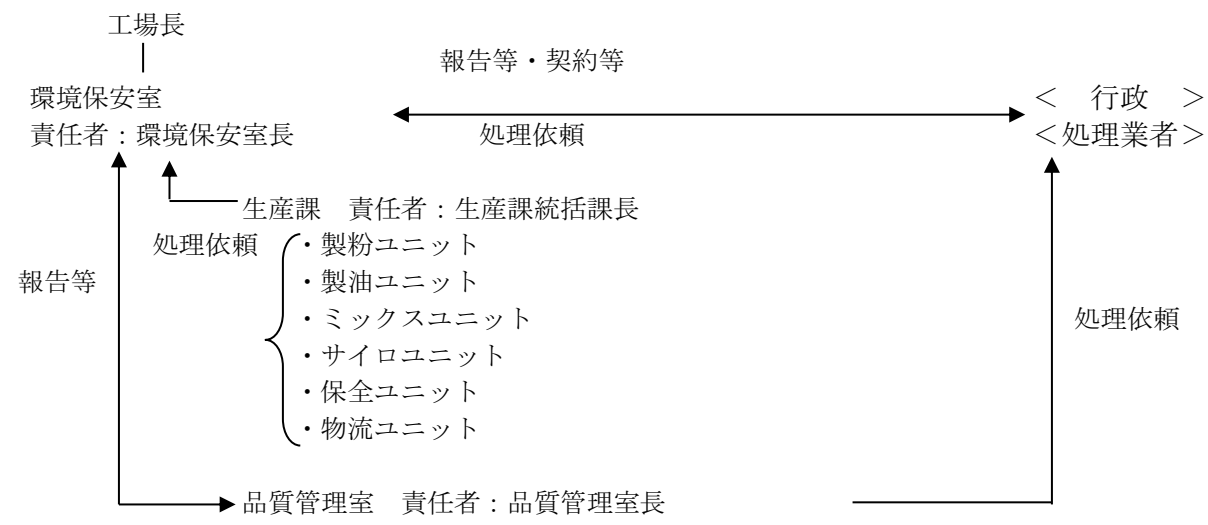
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投棄は行っていないので取り組みはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋投棄を行う予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	3640.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	728.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	3401.5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	59.1 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 汚泥・廃油に関して、有価売却を進めていく。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	3513 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	593 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3470 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	60 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	汚泥・廃油・動植物性残さに関しては、有価売却を進めていく。		

備考 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。 2 当該年度の6月30日までに提出すること。 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。 (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。 7 ※欄は記入しないこと。
--

別紙

- ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図) 環境保安室を2019年4月1日設置、環境関連業務を管理課より移管



※分担

- 環境保安室→構内の廃棄物の最終管理、行政への報告等
 - 処理業者の選定、廃棄物処理（収集・運搬）契約手続き、引渡し、適正処理の確認
 - 工場内の他部署への関係法令等の啓発、指導監督
 - マニフェストの発行、管理、保管（他部署の物含む）

- 生産課・品質管理室
 - 各部署で発生する廃棄物量削減、分別、保管場所への運搬
 - マニフェストの発行

○現状 前年度（2024年度）実績

○計画 目標 (2025年度)

・自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

○現状 前年度（2024年度）実績

○計画 目標 (2025年度)

[illegible]

○現状 前年度（2024年度）実績

○計画 目標 (2025年度)

- ・自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○現状 前年度（2024年度）実績

○計画 目標 (2025年度)

[illegible]

- ・産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度（2024年度）実績

[illegible]

○計画 目標（2025年度）

[illegible]